

## <はじめに>

私たちは、2017年4月29日、熊本県教育会館を会場に、372名の賛同者による創立総会を開催し、熊本県小中学校生活協同組合（略称：熊学生協）を設立しました。直ちに5月1日、県知事へ「職域生協設立の認可申請」を行いました。2カ月以内に「認可の通知」をいただける予定です。そして、法務局への「設立登記」の後、8月から事業を開始したいと準備を進めています。

## <設立までの経緯>

現在、私たち熊本県の小中学校に勤務する教職員を対象とした「学校生協（職域生協）」はありません。全国でまれなことです。そこで、有志6名が、「職域生協設立の実行委員会」を立ち上げ、これまで生協運動に携わった方などと協議を重ねた結果、11月23日に、正式に「職域生協設立発起人会」を21人で発足させました。

熊本県・環境生活部・県民生活局・消費生活課にご相談を行いながら、年明けから「職域生協の設立賛同者」を募集したところ、2月末までに賛同者が372名集まりましたので、創立総会開催の運びとなりました。

## <生協（生活の協同組合）の起源>

生協とは、正式には「消費生活協同組合」と言います。「生協法（消費生活協同組合法）により設立・運営され、また『生活の協同』を進める非営利の組織」です。略称として、コープ（CO・OP、英語のCo-operative 協同組合）が使用されます。

\* 生協法・第1条（法の目的）「この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期すことを目的とする。」

生協の起源は、世界に先駆けて産業革命が起こり、機械製工業が急速に進み、生産手段を持つ資本家と、雇用されて賃金を得る労働者の二つの階級が生まれた19世紀のイギリスに遡ります。

1844年、工業都市マンチェスター近郊の小さな町ロッチデールで、織物工など28人の手によって「公正開拓者組合」が設立されました。彼らは、1年がかりで積み立てたお金を元手に建物を借りて店舗とし、小麦粉、バター、砂糖、オートミールのわずか4品の商品から出発しました。彼らが掲げた「混ぜ物のない正しい食品」「正しい目方」「掛け値なしの値段」「現金買い」「剰余金の分配」「教育の重視」などのモットーは「ロッチデール原則」と呼ばれていますが、その精神は（150年以上の協同組合の発展の歴史を経て）今日の「協同組合原則」に引き継がれています。

## <協同組合原則とは>

世界各国の協同組合が加盟する「国際協同組合同盟（ICA）」は、各国の協同組合に共

通する「定義・価値・原則」を定めています。

### 1. 協同組合の定義 :

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人びとの自治的な組織である。

### 2. 協同組合の価値 :

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

### 3. 協同組合の原則 :

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

#### 第一原則 **自発的で開かれた組合員制** :

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志の在るすべての人びとに対して開かれている。

#### 第二原則 **組合員による民主的管理** :

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は（一人一票という）平等の議決権を持っている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

#### 第三原則 **組合員の経済的参加** :

組合員は、協同組合の資本に公正に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は、通常、協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも、通常、制限された率で受け取る。組合員は、剰余金を次の目的のいずれか、または全てのために配分する。

- ・ 準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のため、その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする
- ・ 協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため
- ・ 組合員の承認により他の活動を支援するため

#### 第四原則 **自治と自立** :

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行ったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行う。

#### 第五原則 **教育、訓練及び広報** :

協同組合は、組合員、選出された代表、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同組合運動の特筆と利点について知らせる。

#### 第六原則 **協同組合間協同** :

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

#### 第七原則 **コミュニティへの関与** :

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じて、コミュニティの持続可能な発展のために活動する。

### <熊学生協はこんな生協運営を目指します>

生協は、日本国内だけでなく世界中に結成され発展を続けてきました。これから生協を結成する私たちは、先人の苦勞と知恵によって作り上げられた価値を引継がなければなりません。熊本県の教職員の多くは、既に協同組合との関わり思っています。その組合員の声を基に、職域生協としての特性を創造していきたいと考えています。

生協組織の運営を開始するに当たっては、次に掲げる点を大切にしていきます。

#### 1. **組合員中心主義** :

組合員は、「①出資、②利用、③参画」を基本としています。生協は、その組合員の意思を基本として運営されるものでなければなりません。

- ・ 組合員の思いを繋ぎ、共感を広げます  
(組合員の「生協はやっぱりいいね」の声と、笑顔と、健康を基本とします)
- ・ 組合員の声を基に、新たな価値を創造します  
(組合員のくらしの全般、そしてライフステージの全般への貢献を目指します)

#### 2. **正直、公開** :

生協は、自発的に設立され、自発的に参加する組織です。そして、民主的に運営(管理)され、自主的・自立的な存在として、多くの賛同を得て発展しなければなりません。

そのために大切なことは、生協の関係者は常に正直であることと、生協が作り上げる価値が平等、公正に広く利用可能なものとしなければなりません。

- ・ 正しい情報を伝える努力をします  
(生協の組織や運営、また取り扱う商品やサービスの品質や価格の表示など)
- ・ 正直なコミュニケーションに努めます  
(組合員はすべて一人一票の経営者です)

#### 3. **社会的な存在としての組織** :

生協は、組合員のための組織です。また生協法に基づき設立・運営され、「生活の協同」を行う「開かれたメンバーシップ」の組織です。

生協の財産は、組合員全体のものですが、社会のものとも言えます。法令を守ること(コンプライアンス)はもとより、生協をきちんと運営すること(ガバナンス)も重要です。組合員への貢献と共に、社会的な責任を果たせる組織であり続けなければなりません。

- ・ 生協の事業は、フェアトレードを基本とします。

- ・ 適正な財務管理と、事業の正確な損益状況を管理します。
- ・ 災害発生時等においても事業継続ができる体制づくり（BCP）を進めます。

### <熊学生協の諸規定>

生協運営の憲法ともいえる規定は、「定款」です。そして、生協の最高決議機関である「総代会」の運営について定めた規定が「総会及び総代会運営規約」と「総代選挙規約」「総代の選挙区及び定数に関する規程」、役員を選出について定めた規定が「役員選任規約」と「役員の定数及び役員推薦委員会に関する規程」で、生協法では創立総会にて制定すべきものとなっています。

その他生協の運営には、「文書管理規程」「経理規程」、生協で働く職員の「就業規則」そして組合員等の個人情報の取扱いについて定めた規定に「個人情報保護基本規程」「個人情報の管理に関する規程」「情報セキュリティ規程」等があります。ホームページをご参照ください。

### <県知事へ職域生協「熊学生協」の設立認可申請書を提出>

5月1日、職域生協設立発起人会の松崎代表は、蒲島熊本県知事へ、「設立認可申請書」を提出しました。

生協法では、2か月以内に「認可・不認可」の通知を発することになっていますので、6月末までには「認可通知」をいただくと予定しています。

賛同者・加入希望者の「出資金」は、7月21日に「熊本県教職員厚生情報センターの収納システム」により振替・出資いただき、出資総額を添えて「法務局に設立登記」を行い、8月から事業を開始することになります。

### <組合員の募集>

「熊学生協の組合員募集」は、熊本県教育会館の『会館共済』加入者には、5月8日からの第33次キャンペーン資料に同封してもらっています。

熊学生協のホームページに、「加入申込書」を掲載しています。生協加入は随時できますが、法務局への登記時（生協設立登記：8月1日予定）の組合員としては、6月15日必着の方までとなります。加入希望の方は、早めのお手続きをお願いします。

### <組合員活動室を開設>

「組合員活動室」を熊本県教育会館の3階に開設しました。熊学生協の組合員が生協に関する活動を行ったり、組合員間の親睦の活動をする場所として無料で提供します。

開設時間は、原則毎日10時から17時までです。また事前の申し込み制です。お問い合わせは、熊学生協までお電話ください。

《 お問い合わせ先 》

熊本県小中学校生活協同組合（熊学生協） 担当：佐方・宮本

TEL 096-364-5800

FAX 096-364-5802

熊学生協のホームページのアドレス：<http://www.kumag-seikyou.jp>